

平成 24 年 5 月 1 日
日 総 財 第 6 6 号

日野市公共建築物等における多摩産材利用推進方針

1. 目的

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、日野市内の公共建築物等の整備における多摩産材の利用促進を図ることを目的とする。

2. 用語

本方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 公共建築物 市が管理を行う建築物（外構を含む）をいう。（市の委託により管理される建築物を含む。）
- (2) 建築 新築、増築、改築、改修をいう。
- (3) 木造化 建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (4) 木質化 建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (5) 公共工作物 市が事業主体となり施工する道路、河川、公園、上下水道等に係る工事により整備される工作物をいう。
- (6) 多摩産材 多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材をいう。

3. 基本的な事項

公共建築物等の整備に当たっては、整備目的及び関係法令を勘案したうえで、多摩産材及び国産材を広く使用することに努めるものとする。また、使用にあたっては、多摩産材及び国産材の使用が広く推進されるよう、普及啓発効果を高めるよう配慮しなければならない。

(1) 公共建築物

公共建築物の建築等に当たっては、次に掲げる場合を除き、施設の特性を踏まえて多摩産材及び国産材を使用し建築物の木造化、木質化を図るように努める。

ア 建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でない認められる場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

ウ その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、次に掲げる場合を除き、多摩産材及び多摩産材を活用した木製品を使用するように努める。

- ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合
- イ その他、木製品の使用が困難と認められる場合

(3) 備品等

公共建築物の什器等の備品等は、多摩産材を利用したものを使用するように努める。

(4) その他

公共建築物等において利用する木材の調達に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」によるものとする。

4. その他

本方針の実施に当たっては、「日野市公共建築物等における多摩産材利用推進方針の運用」に基づき各部において主体的に取り組む。

附則

この方針は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

日野市公共建築物等における多摩産材利用推進方針の運用

1. 目的

この運用は、日野市公共建築物等における多摩産材利用推進方針（以下、「方針」という。）の具体的な事項を定めるものとする。

2. 多摩産材の利用推進について

（1）多摩産材を利用するように努める公共建築物

方針の3（1）における公共建築物は、以下のとおりとする。

- ① 庁舎
- ② 市営住宅
- ③ 教育施設（学校、幼稚園等）
- ④ 医療・福祉施設
- ⑤ 文化施設（図書館、博物館、体育館等）
- ⑥ その他の公共建築物

（2）多摩産材による公共建築物の木質化

方針の3（1）における公共建築物の木質化する部分は、床、壁（腰壁を含む）、天井、階段、建具、外壁、什器備品等とする。

（3）多摩産材を利用するように努める公共工作物

方針の3（2）における公共工作物は、以下のとおりとする。

- ① 道路関係（横断抑止柵、転落防止柵、案内板等）
- ② 河川関係（護岸工、転落防止柵、案内板等）
- ③ 公園関係（案内板、柵、ベンチ、植栽支柱等）
- ④ その他の公共工作物

（4）多摩産材を利用するように努める備品等

方針の3（3）における備品等は、家具、備品、案内板等とする。

3. 多摩産材利用のPRについて

同方針に基づき、公共建築物等に多摩産材を利用した場合は、これを積極的にPRする。

附則

この運用は、平成24年5月1日から施行する。